

消費生活のことで



相談したいとき



学びたいとき

由布市消費生活センターに ご相談ください!

相談専用電話 **097-582-1298**

毎週月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

8時30分～17時



消費生活センターは、どんなことをしているところ?

- 悪質商法による困りごとなど、消費生活に関する相談に応じています。
- 相談内容により、問題解決のための助言や各種情報提供を行っています。
- 広報や講演会の開催などによる消費者教育・啓発活動に取り組んでいます。



消費生活センターに相談できるのはどんな場合?

商品やサービスに関する困りごとや、事業者との契約に関する悩みの相談、消費生活に関する問い合わせなどです。

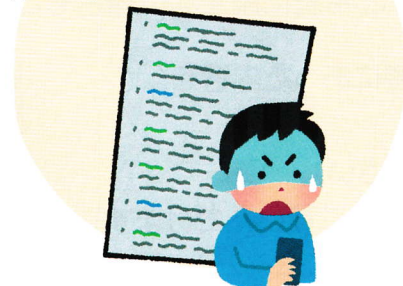
事例 1

子どもがおもちゃでケガをした。



事例 2

携帯電話に身に覚えのないサイト利用料金を請求するメールが届いた。



事例 3

身に覚えのない商品が届いた。対処法は?



相談するときは

- 相談内容を整理しておく、相談がスムーズに進みます。
- 契約書、領収書、チラシなどの関係書類を手元に用意してください。
- 契約時の状況などを詳しくお聞きしますので、ご本人からの相談をお待ちしています。

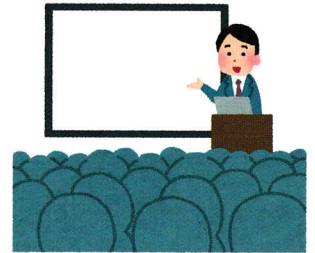
ひとりで悩まず まずはご相談ください



学びたいとき 消費生活出前講座の講師が 日々の暮らしの中で消費生活に必要な情報をお話します。

消費生活出前講座では、消費生活相談員などが講師となり、皆さんが企画する講座でお話します。

由布市内の団体・自治会・PTAなどが開催する講演会・学習会・会合に講師を依頼してみませんか？



由布市消費生活センターからのメッセージ

由布市消費生活センターでは、相談対応の他、ますます巧妙化する消費者トラブルを未然に防止するため、悪質商法の手口と対処法や身近な消費生活に関する情報をお伝えしています。

令和4年4月、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳で成人となり親権者の同意がなくても、自らの判断で高額な商品購入やお金の借入ができるようになりました。社会経験や知識等が少ない若者は、悪質商法の手口に簡単に騙されてしまうことがあります。出前講座を利用することで知識を深め、子どもから大人まで幅広い世代の方の暮らしのヒントになればと願っております。

主なテーマ

- 最近の事例とその対処法
 - クーリング・オフ制度について
 - インターネット関連等の消費者トラブル
(迷惑メール・出会い系サイト・副業サイト等)
 - 暮らしに役立つ情報(エシカル消費など)
 - 動画で学ぶ消費者トラブル
- など

講座時間 1時間以内

お申込み 講座利用日の1ヶ月前までにお申し込みください。
日にちによっては、ご希望に添えない場合もございます。

高齢者・若者向け等、受講者の年齢にあった内容を準備します。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

(由布市公式ホームページでも詳細をご覧ください)



由布市公式
ホームページ

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



地域での出前講座

お問い合わせ先

由布市消費生活センター ☎097-582-1298

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市商工観光課内